

日本臨床腫瘍薬学会学術大会 2023

ポスター発表

専門医療機関連携薬局と連携した薬局薬剤師が S-1 による流涙の可能性に気づき
適切な対処を行った一症例

総合メディカル（株） そうごう薬局 今福つるみ店
師橋 一徳

【背景】2021年8月より、がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局を「専門医療機関連携薬局(以下、連携薬局)」と認定する制度が始まった。地域のどの保険薬局においても適切な対処ができるよう、連携薬局は他の薬局へ必要な情報を提供し、地域医療に貢献することが期待されている。当薬局においても、自社の連携薬局から情報提供を受けられる体制を昨年より構築している。今回、その情報提供により S-1 による流涙に気付くことができた症例を経験したので報告する。

【症例】64歳女性。月に1回程度しか抗がん剤調剤を行わない当薬局に、A眼科よりヒアルロン酸 Na 点眼液 0.1%の処方箋を持参し初来局。主訴は流涙、眼脂、軽度の視野障害。薬剤師対応時に、①8か月前より胆のうがん術後補助療法の為 S-1 単独療法を受けている事、②4か月前にも目を開けられないような症状を経験し市販点眼薬で対応した事、③今回の症状は2か月継続している事を聴取した。S-1 による涙道障害・角膜障害に対して、ヒアルロン酸 Na 点眼液は S-1 の角膜滞留時間の延長を起こす恐れがある為不適切と判断。B病院のがん治療の主治医に対し、患者の訴えや関連文献情報を伝えるとともに、ソフトサンティアの購入による washout の対応を提案。その結果、主治医より了承を得て washout を開始。9日後、B病院眼科受診にて涙道狭窄の可能性を指摘。症状軽度の診断であったが、S-1 中止と washout 継続で経過観察となる。27日後、washout の継続により流涙頻度が初期の 1/3 程度まで改善したため、S-1 再開となった。

【考察】本症例は、事前に連携薬局と患者情報を共有し意見交換することで、類似症例の文献情報も提供され、抗がん剤の調剤頻度が少ない当薬局においても、適切な対応を行うことができた事例である。どの保険薬局でも適切な対応ができるようにするためには、連携薬局からの情報提供や疑問点をいつでも相談できる体制を組むことは、極めて有用であると考える。